契約変更理由書

神戸市

工　事　名	妙法寺川改修工事その15

契約変更後の工事概要

施工延長　L=25m
土工　　1式
護岸工　　L=16m

契約変更の理由

・護岸改修検討業務において背面土の安定確保が可能な工法を比較検討した結果、本工事対象の護岸工L=25mのうち起点より地下鉄影響があるL=16mまでは鋼矢板打設及び背面土に薬液注入を実施して護岸工を施工することとなったため、薬液注入工、鋼矢板打設工が増工となる。
・また、これより上流のL=9mにおいては、別工法の仮設の方が、施工性・安全性・経済性すべてにおいて有利であるとの結論となった。これにより、今回工事及び妙法寺川の改修計画の大幅な見直しが新たに必要となったため護岸工が減工となる。護岸工の減工に伴い、河川土工及び構造物撤去工も減工となる。
・その他現地精査に伴い、数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）